

令和3年11月9日

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会担当
ワクチン接種推進担当大臣
堀内 詔子 殿

東京都知事
小池 百合子

新型コロナウイルスワクチンの追加接種に関する要望

現在、都及び都内区市町村においては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に関し、本年12月からの接種開始を想定して様々な検討を行っているところである。

こうした中、国においては、11月中旬に、ファイザー社ワクチンの追加接種について、対象者等を定める省令改正等を厚生科学審議会に諮問するとしている。

今後の追加接種の実施に当たっては、国と都、区市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、円滑に追加接種を進めていけるよう連携して取り組むことが不可欠である。このため、下記の事項について、国において特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 自治体の接種体制を計画的に構築するとともに、長期にわたって予約枠を開放できるよう、追加接種終了までの長期的なワクチンの供給計画を早急に示すこと。

- 2 2回目接種から概ね8か月以上としている接種間隔について、経時的に重症化予防効果が減少するとの報告がある高齢者に対し、当該期間を短縮（前倒し）して追加接種するなど、一定程度の弾力的運用を認めること。
- 3 追加接種が迅速かつ効率的に進められるよう、大企業における職域での追加接種実施の働きかけを行うこと。
- 4 追加接種の円滑な実施のため、ワクチンの種類や接種1回当たりの量など、追加接種に関する詳細な内容について、速やかに情報提供すること。
- 5 追加接種の費用については、これまでと同様、地方負担が生じないよう、国において確実に財政措置を行うこと。